



	<p>今後は、離任式等から4月の半ばまで、まだまだ忙しい時が続きますので皆様よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それと個人的なことではありますが、教育部長が定年退職されるとのことで、非常に残念であります。今まで気安くお話をさせていただいていましたが、4月から副市長に着任されるとのことで、気楽に声もかけられなくなると思ひます。来年2月ぐらいに行われる研修旅行に、お時間が許せば、ぜひご一緒させていただければと思ひております。</p> <p>もう1点ですが、私の教育委員長としての任期があと数日となつてしまいました。これから力を発揮するところであり、まだまだ皆様の前でお話をさせていただきたいと考えておりました。しかし、非常に残念ではありますが、潔く退きたいと思ひております。</p> <p>残りの任期もあとわずかで、最後の定例会の議長という形になるかと思ひますが、ぜひよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは当局から一言お願ひします。</p>
教育部長	<p>今年度最後の定例教育委員会ということで、ご苦労さまでございます。委員長からお話がありましたように、学校関係の卒業式はご苦労さまでした。またすぐに入学式等の年度初めの行事がたくさんありますので、お忙しい中でございますけども、ぜひよろしくお願ひします。それから職員も内示が出まして、統括以上の職員が何人か異動になります。私も含めて、お世話になりました。後ほど、こちらにつきましては、ご紹介させていただきますのでよろしくお願ひします。以上です。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
教育委員長	<p>最初に、御教議第17号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。</p> <p>それでは内容説明をお願ひいたします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、お手元の議案書2ページをご覧ください。初めに議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>始めに、教育監を含むに至った背景について、ご説明させていただきます。現在、いじめ問題や体罰問題が社会的に問題となつていまして、また、学力向上や心の教育なども教育課題として挙げられています。これらの課題については、現場の教職員と行政職員が密接に連携し、一体となつて取り組む必要があることから、平成28年4月1日付で教育課程、学校指導、その他学校教育に関する指導計画等に関する事業に関わる教職員と行政職員との連携を図りながら組織を越えた力を統合させ、学校現場の実情に則</p>

	<p>したきめ細やかな対応を行う教育監を新たに設置するものでございます。</p> <p>それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、議案書の5ページ・6ページをご覧ください。教育監を含むにあたりまして、第5条「職の設置」、第6条「部長等の職務」のそれぞれの条項におきまして、教育監の位置づけをさせていただいたものでございます。</p> <p>なお、附則としまして「この規則は、平成28年4月1日から施行する。」としております。</p> <p>以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。ただ今御教議第17号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第17号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第18号「御殿場市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、議案書7ページをご覧ください。初めに議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>議案書の9ページ・10ページの新旧対照表をご覧ください。こちらにつきましては、教育監を位置づけたことによりまして、第4条「職名」の欄に教育監を加えたものでございます。</p> <p>なお、附則としまして「この規則は、平成28年4月1日から施行する。」としております。</p> <p>以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。ただ今御教議第18号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第18号「御殿場市教育委</p>

	員会職員職名規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第19号「御殿場市職員の人事評価に関する規程の制定について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いいたします。
人事課長	それでは説明させていただきます。御教議第19号と御教議第20号については、関連がございますので一括の説明でもよろしいでしょうか。
教育委員長	はい。それでは内容に関連がございますので、一括で上程いたします。よろしくお願いいたします。
人事課長	<p>ありがとうございます。それでは内容について説明いたします。御教議第19号につきましては、人事評価に関する規程として制定するものです。これは地方公務員法の改正に伴いまして、平成28年4月から職員の運用等の人事に使用する人事評価制度が施行されます。これに伴いまして、当市では人事評価制度を試行しておりますが、本格的な実施を行うために制度を整えているところです。こちらは任命権者ごとの制度となりますが、教育委員会と市職員の人事異動がある中で、同じ制度を運用していきたいという観点から、市と同じ人事評価制度を施行することを願います。</p> <p>それでは制度につきまして、資料で説明させていただきます。御教議第19号資料の3ページをご覧ください。</p> <p>制度施行の意義・目的につきましては、1つ目は「効果的な人材育成の推進」、2つ目は「継続的な業務改善による組織業績の達成」、3つ目は「組織力の向上」となっております。人事評価制度という名前から、評価という言葉が一人歩きしがちではありますが、この目的としましては、あくまでも人材育成とそれに伴う組織力の向上ということであります。</p> <p>続きまして、4ページをご覧ください。</p> <p>人事評価制度の体系につきましては、評価の対象となる被評価者は、一般職の全職員が評価対象となっております。一般職とは、特別職を除く職員であり、臨時職員も対象となっております。しかし、評価者への負担や半年ごとの雇用契約であるため、ここでは臨時職員は対象外とさせていただきたいと思っております。</p> <p>評価を行う評価者は、被評価者に対して必ず複数の者が、1次評価者、2次評価者、あるいは確認者として就くことになっております。例として、幼稚園教諭を被評価者としたとき、教頭がいる場合には教頭が1次評価者、園長が2次評価者、確認者ということで教育総務課長に評価を調整していただくこととなります。</p>

続きまして、5ページをご覧ください。

どのような評価を行うにつきましては、評価の種類が二つあります。一つ目は業績評価であり、職員があらかじめ設定した業務目標の達成度を評価するものです。二つ目は能力評価であり、職務を遂行する課程で発揮した能力について評価するものです。この二つについて、評価を実施していくものでございます。下部に二重線の記入がありますが、絶対評価で行っていきます。

続きまして、8ページをご覧ください。

評価のサイクルにつきましては、4月の当初に、目標設定と期首面談を実施して目標の設定を行っていきます。9月に中間面談において、被評価者と1次評価者の間で面談をしながら目標の進捗状況を確認します。翌年1月に評価期末面談をする中で評価していきます。1次評価者が評価を行い、それを2次評価者もしくは確認者が確認を行うという流れになります。評価に修正等がある場合には、それを1月から3月の間に修正します。もしも、評価に異議等がある場合には、人事課に相談するようになります。

続きまして、11ページをご覧ください。

人事評価の活用につきましては、平成28年度に人事評価を行っていただいた結果を、翌年度の6月・12月賞与時の「勤勉手当成績率」に反映する形といたします。人事評価制度自体はこういった任用等に反映していくわけですが、当面は勤勉手当の成績率のみの反映を予定しております。評価の区分けとしましては、1から5までの段階で区分けしていきます。

12ページにつきましては、職種ごとに評価を行っていくことの説明でございます。一般事務職・技術職等、保育士・幼稚園教諭、看護師・清掃員・調理員というように、それぞれの職種で評価します。評価区分ごとの処遇反映は、1から5段階に区分した場合の勤勉手当の成績率に反映した割合となっております。

13ページにつきましては、留意事項です。当面、勤勉手当の成績率のみの反映としていくわけですが、①「昇任・昇格」、②「昇給」、③「著しく評価が不良な職員に対する改善措置」、④「③の改善措置において改善がみられない場合の分限処分」についても今後反映させていく予定でございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

評価に対する苦情の申し出につきましては、1月の最終面談を行った段階で、被評価者の自己評価と評価者の評価が違った場合等の苦情相談を人事課で受け付けるものでございます。人事課で聞き取り調査等を行いまして、その結果を被評価者に対して開示していくわけですが、それでも本人が納得しない場合につきまし

	<p>ては、苦情処理という手続きができます。苦情処理の申し出をすることによって、人事評価調整委員会にて審査の受付を行い、被評価者に対して結果を通知します。試行段階では、こういった苦情相談や処理を行う組織は無かったわけですが、新たに処遇の反映をするというのもありまして、苦情の申し出処理が出来る機関を組織するものであります。</p> <p>16ページ以降は、改正地方公務員法の施行についての説明となります。19ページ以降は、実際に評価をする時の注意事項等を記載しております。19ページから29ページまでが業績評価についての説明となります。31ページからは能力評価のやり方等を記載しています。以上が、人事評価制度の概要となります。</p> <p>この人事評価制度を行うまでの規程を、議案書に記載させていただいております。</p> <p>議案書の11ページにつきましては、人事評価制度の規程の制定でございます。12ページの規程につきましては、目的と定義の(1)から(6)までは、先ほど資料で述べたとおりでございます。以下、説明したとおりのことを規程に盛り込んでいるものでございます。</p> <p>御教議第19号の説明は以上とさせていただきますが、このような形で規程を制定したいと思っております。</p> <p>御教議第20号につきましては、17ページと18ページをご覧ください。</p> <p>御殿場市人事評価調整委員会規程の制定についてです。人事評価調整委員会というものを新たに設置しまして、苦情処理に対する審査等と人事評価制度の運営に必要な連絡調整ということの中で、評価のあまから調整もこの委員会で実施していただく予定でございます。</p> <p>以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。ただ今御教議第19号並びに御教議第20号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員	<p>先行的に県費負担教職員では、こういった人事評価が既に導入されていて、交流人事で学校教育課には職場経験している教職員が入ってきている経緯があります。人事評価制度そのものはこういう形で導入されると思うのですが、先行的に実施している中での課題の認識について、一つ目は職場における年齢やキャリア等によって目標の設定をどうするかということと、それに伴った評価をどうするかということがあります。</p>

	<p>要するに、職場が変わることによって評価の基準が動いてしまうと困るので、その評価のありかたをどうするかです。県費負担教職員が踏み込めない点として、勤勉手当に反映するというのをまだやっていません。できない理由がいくつかありますが、こちらではあえて踏み込んでやっています。勤勉手当という枠が決まっている中で実施するものですから、その評価から割合の相対化が行わざるを得なくなると思います。</p> <p>つまり、絶対評価であるならば、職員が優秀であればあるほど素晴らしい人がいっぱいいるという評価になりますが、それが偏らないように職員を割り振らなければならないということが課題として見出せるような気がします。教育委員会に限ったことではありませんが、自分が学校現場にいたときに感じた課題だったので、その点も検討していただけるとありがたいなと思います。職員の資質向上や組織の活性化という名目では、あって然るべきだと思いますが、これらの課題が解消されてないものですから、ぜひ課題として認識していただきたいと思います。</p>
教育委員長	ありがとうございました。他にありますか。
教育委員長	<p>重なる部分がありますが、目標についてです。職員個人が目標を設定して、それに対して、一次評価者が面談を行うとありますが、まず部署により仕事内容が異なると思います。そうすると、同じ部署であっても同じ仕事をしていても、個人の目標のレベルに差が出てくると思います。その結果として、目標レベルを低く設定した人は目標に到達して、高く設定した人は到達しなかったということが考えられます。</p> <p>つまり、目標に対して明確な線引きを行うことが非常に難しいです。目標を低く設定した人が得をするというように単純に受け取れてしまうこともあると思います。ぜひ部署によってある程度の基準があればいいのですが、個人の主体性に任せるとなると、曖昧な部分があるのではないかなと感じられます。やはり目標を低く設定した人が得になるようなことにはできるだけならないようにお願いしたいと思います。</p>
教育委員長	それでは、ご異議がないようですので、御教議第19号「御殿場市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則の制定について」並びに御教議第20号「御殿場市人事評価調整委員会規程の制定について」原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教義第21号「御殿場市立学校処務規定の一部を改正する訓令甲の制定について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いいたします。
学校教育課長	それでは、議案書20ページをご覧ください。初めに議案の朗

	<p>読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>この度の改正は、学校に校務支援システム導入をしたことに伴い、議案書 25 ページ・26 ページの様式第 14 号「出席停止通知書」及び 27 ページ・28 ページの様式第 14 号の 2「児童・生徒の出席停止について」の各様式を学校の任意様式で対応することとし、処務規程から削除するものです。</p> <p>また、29 ページ・30 ページに記載のある様式第 15 条の 2「出席停止に係る意見具申書」については、御殿場市立学校出席停止の命令に関する要綱において、同じ内容の様式が定められていることから、処務規程からは様式を削り、様式の整理をするとともに、処務規程の文言整理を行うものです。</p> <p>なお、この改正につきましては、平成 28 年 4 月 1 日からの施行といたします。</p> <p>以上で内容説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
教育委員長	ありがとうございます。ただ今御教議第 21 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員長	質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第 21 号「御殿場市立学校処務規定の一部を改正する訓令甲の制定について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第 22 号「御殿場市立学校出席停止の命令に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いいたします。
学校教育課長	<p>それでは、議案書 33 ページをご覧ください。初めに議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>この度の改正は、35 ページから 40 ページまでの新旧対照表に記載した、様式第 1 号「出席停止に係る意見具申書」、様式第 2 号「出席停止通知書」及び様式第 3 号「出席停止解除通知書」中、御殿場市立学校管理規則の引用条文に誤りがあったため、所要の改正を行うものです。また、各様式中、現住所の欄に「御殿場市」と記載がしておりましたが、区域外就学により市外から通っている児童生徒もいるため、各様式から削除いたしました。</p> <p>なお、この改正につきましては、平成 28 年 4 月 1 日からの施行といたします。</p>

	<p>以上で内容説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。ただ今御教議第22号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第22号「御殿場市立学校出席停止の命令に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」を原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第23号「御殿場市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、議案書43ページをご覧ください。初めに議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>こちらは、中央教育審議会の「家庭や地域の要請に応じ、できる限り各学校の判断で、自主的・自立的に特色のある学校教育活動を展開できるようにするため、学校管理規則の在り方について見直す必要がある」との答申を受け、平成18年に御殿場市立学校管理規則の一部が改正され、学校の授業日の変更する場合の手続きについての改正が行われました。</p> <p>しかしながら、御殿場市立幼稚園管理規則につきましては、その際に改正がされなかったため、保育の変更等をする場合の手続きに差異が生じてしまいました。そこで、保育日の変更等をする場合の手続きについて、御殿場市立学校管理規則と同一の内容にするため、規則の一部を改正するものです。</p> <p>議案書の45ページ・46ページをご覧ください。新旧対照表で説明いたします。</p> <p>御殿場市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の第2条の保育の変更等をする場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならないとありましたが、こちらを教育委員会に届け出るものとするに改めるものです。その他、第18条と第19条につきましては、表記の修正を行います。</p> <p>なお、附則として、この規則は平成28年4月1日から施行するとしています。</p> <p>説明については、以上となります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
教育委員長	<p>ありがとうございます。ただ今御教議第23号について内容説</p>

	明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員長	質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第23号「御殿場市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第24号「平成28年度就学援助について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いいたします。 なお、本案につきましては秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。
(秘密会)	
教育委員長	それでは、内容説明をお願いします。
学校教育課長	お手元の議案書47ページをご覧ください。初めに議案を朗読いたします。 (議案書朗読) 今回、認定を付議しますのは、平成28年度就学援助の申し出がありました新規及び継続の者で、345人となります。 これは、前年度同時期と比較しますと、36人の増となります。今回の付議に先立ち、2月に各中学校区単位で民生委員児童委員にお集りいただき、各学校長が申し出の受付を行いました個人について、慎重に内容のご検討をいただきました。 認定理由は、生活保護世帯で要保護の者19人、準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者が227人、保護者の職業が不安定な世帯の者70人、保護者の生活状態が悪い世帯の者26人となっております。 また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、災害救助法の適用を受けている者のうち、住宅が全半壊等の被災をした世帯の者1人、計画的避難区域の世帯の者2人となっております。 提案するにあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領等に基づいておりますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 なお、詳細につきましては、担当より説明いたします。
学校教育課 課長補佐	それでは内容について、ご説明申し上げます。 (内容説明) 以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育委員長	<p>ありがとうございます。ただ今御教議第24号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
	(質疑)
教育委員長	<p>他に質疑も無いようですので、本案を一部修正して承認することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なし)
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第24号「平成28年度就学援助について」は、一部修正して承認ということをお願いしたいと思います。</p>
教育委員長	<p>それでは、秘密会を解き会議を続行します。 他に何かございますか。</p>
教育委員長	<p>他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会3月定例会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;"><u>午後2時51分閉会</u></p>
会議録署名人	<p>上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">2番委員 _____</p> <p style="text-align: right;">3番委員 _____</p>